

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行による。

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年立川市条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(申請できない法人等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる法人等は、前条の規定にかかわらず、申請することができない。ただし、第3号に掲げるものについては、教育委員会の職務に関する公の施設を除き、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) <u>教育委員会教育長又は教育委員会委員が代表者その他の役員であるもの。</u>ただし、市が資本金その他これに準ずるものの100分の50以上を出資しているものを除く。</p>	<p>(申請できない法人等)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる法人等は、前条の規定にかかわらず、申請することができない。ただし、第3号に掲げるものについては、教育委員会の職務に関する公の施設を除き、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>(3) <u>教育委員会委員が代表者その他の役員であるもの。</u>ただし、市が資本金その他これに準ずるものの100分の50以上を出資しているものを除く。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。